

再資源化事業等高度化法の認定で 設備の特別償却を受けられます！

再資源化事業等高度化設備の取得又は製作をして、法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その取得価額の35%の特別償却ができます。

特例措置の内容

○設備の取得年度において、通常の減価償却に特別償却を上乗せして損金算入可能。

<特別償却> 対象となる 機械・装置
器具・備品 の取得価額の **35%**

適用上限：1事業計画当たり対象資産の新規取得価額の合計額20億円まで

適用期限

令和10年3月31日

(期限までに事業の用に供する必要があります。)

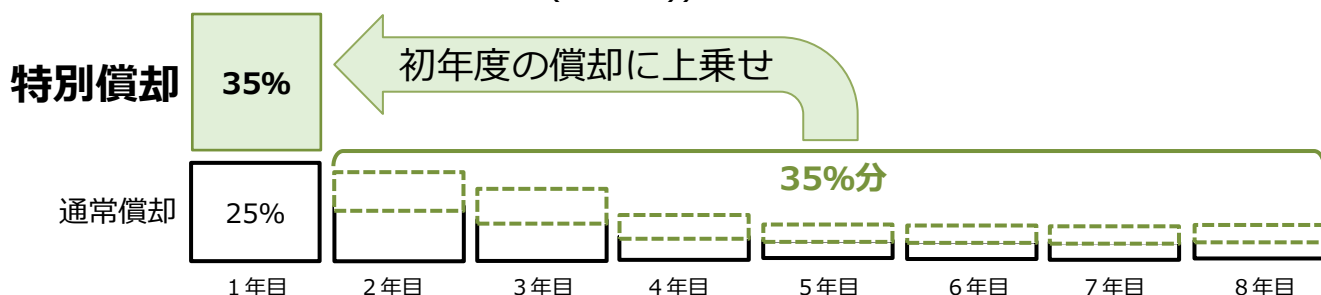
根拠条文

※令和7年11月29日時点

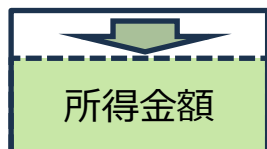
- ・ 租税特別措置法 第四十四条の六
- ・ 租税特別措置法施行令 第二十八条の八の二
- ・ 租税特別措置法施行規則 第二十条の十三
- ・ 再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品（令和7年11月環境省告示第●号）

特別償却のイメージ

(例) 法定耐用年数8年（償却率25%(定率法))の設備の場合



○損金の額は法人税額の算定に用いられる所得金額に影響



$$\text{損金算入額} \times \text{税率} = \text{法人税額}$$

出費の大きい設備取得年度の税負担を軽減

【対象設備を導入した場合（例:取得価額1億円、耐用年数8年、償却率25%、初年度使用月数12ヶ月）】

👉 例の場合は1年目に最大6,000万円の償却が可能（通常25%+特別償却35%=最大60%）

特別償却の手続き

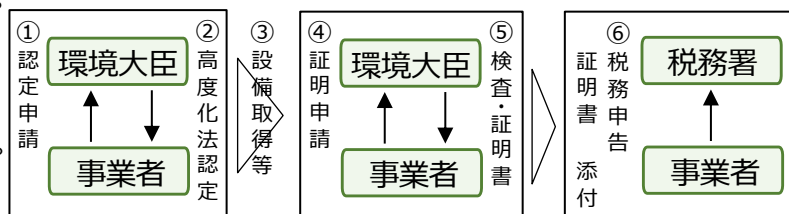
①・② 事業者が再資源化事業等高度化法に係る認定申請を行い、審査の結果、基準に適合する場合は認定されます。

③ 計画認定後、同計画に基づき設備取得等を行います。

④・⑤ 本措置を希望する事業者は環境省に証明申請を行い、環境省の立入検査等を経て証明書が交付されます。

⑥ 確定申告書等に「償却限度額の計算に関する明細書」、「証明書」を添付して税務申告します。

【手続きの流れ】

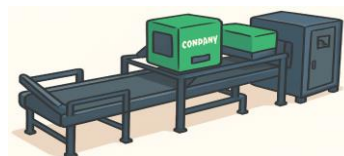


措置対象となる者

【類型①】高度再資源化事業

【対象】 **需要に応じた資源循環**のために実施する再資源化のための廃棄物の**収集、運搬及び処分の事業**を行おうとする者。

※ ただし、再資源化により得られる再生部品又は再生資源がその供給を受ける者（需要者）の需要に適合し、その大部分が需要者に供給されると認められること等の基準に適合する必要がある。



光学選別装置

【類型②】高度分離・回収事業

【対象】 **廃棄物から高度な技術**を用いた有用なものの**分離**及び再生部品又は再生資源の**回収**を行う再資源化のための廃棄物の**処分の事業**を行おうとする者。

※ ただし、再生部品又は再生資源の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比して特に高いと認められる等の基準に適合する必要がある。



ホットナイフ処理装置

対象設備

※ 機械・装置：2,000万円以上 / 器具・備品：200万円以上 のものに限る

「再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品」（令和7年11月環境省告示第●号）において規定されているもの

廃棄物	機械・装置・器具・備品	方法
廃プラスチック類	高度選別設備	光学選別・湿式比重選別・静電選別
	熱分解設備	—
	高度分析設備	赤外線分光分析法・核磁気共鳴法・X線分析法・示差熱分析法
金属スクラップ	高度選別設備	光学選別・湿式比重選別
	高度分析設備	核磁気共鳴法・X線分析法・ICP発光分析法
廃太陽電池	高度分離・回収設備	熱分解処理・ホットナイフ処理
	高度分析設備	赤外線分光分析法・核磁気共鳴法・X線分析法
廃石膏ボード	再資源化設備	—
	高度分析設備	X線分析法・示差熱分析法
廃油	水素化処理設備	—
	高度分析設備	赤外線分光分析法・X線分析法・示差熱分析法
紙おむつ	再資源化設備	—
	高度分析設備	赤外線分光分析法・核磁気共鳴法・X線分析法・示差熱分析法
ガラスくず	高度分析設備	核磁気共鳴法・X線分析法
繊維くず	高度分析設備	赤外線分光分析法・X線分析法

再資源化事業等高度化法について ▶ 環境省 高度化法

検索

詳細（要件・条件・その他）については、環境省HPをご覧ください。
お問い合わせ先となるコールセンター等の連絡先も掲載しています。